

# 事業承継促進事業

## 【募集要項】

砂川市 商工労働観光課 商工振興係

問い合わせ先 0125-74-8382

## 目次

<b>1. 事業の目的</b> .....	<b>1</b>
<b>2. 補助対象者</b> .....	<b>1</b>
<b>3. 補助対象事業</b> .....	<b>1</b>
<b>4. 補助対象期間</b> .....	<b>1</b>
<b>5. 事業のスキーム</b> .....	<b>2</b>
<b>6. 補助対象経費</b> .....	<b>2</b>
<b>7. 補助率等</b> .....	<b>3</b>
<b>8. 応募手続きの概要</b> .....	<b>3</b>
<b>9. 選考</b> .....	<b>3</b>
<b>10. 採択</b> .....	<b>4</b>
<b>11. 交付決定</b> .....	<b>4</b>
<b>12. 補助金の交付</b> .....	<b>4</b>
<b>13. 交付決定後の注意事項</b> .....	<b>4</b>
<b>14. 反社会的勢力との関係が判明した場合</b> .....	<b>5</b>

## **1. 事業の目的**

本補助金は、高齢化や後継者不足などの問題を抱える中小企業者が計画的に事業承継を進めることができるよう費用の一部を補助することにより、地域経済の活性化や雇用の確保、技術の喪失を防ぐことを目的としています。

## **2. 補助対象者**

本補助金の募集対象者は、事業承継を行おうとするもので、次の①～③のいずれかに該当するものとします。

①中小企業基本法第2条に基づく中小企業者

②主たる事務所を本市に有する中小企業団体法第3条第1項に基づく事業協同組合、事業協同小組合、企業組合若しくは協業組合で、かつ、その団体を構成するものの4分の3以上が本市に主たる営業所を有しているもの

③主たる事務所を本市に有する商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会で、かつ、その団体を構成するものの4分の3以上が本市に主たる営業所を有しているもの

なお、次の各号に掲げる者は申請することができません。

- (1) 市税の滞納がある者。
- (2) 過去に本補助金の交付決定を受けたことがある者。
- (3) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力であること、また、反社会的勢力との関係を有している者。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける者。
- (4) 公序良俗に問題のある事業を行う者
- (5) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業など）を行う者。

## **3. 補助対象事業**

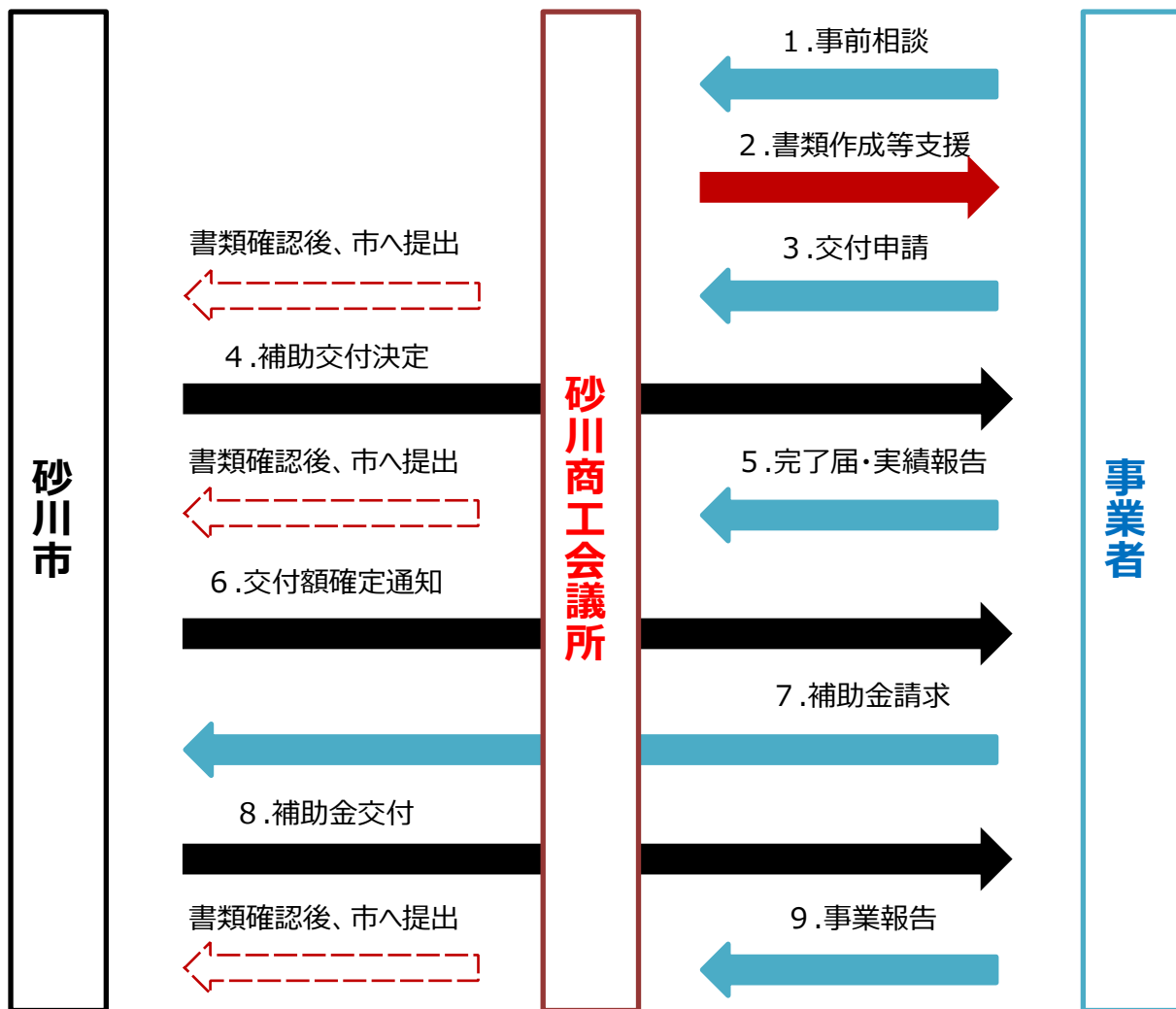
本補助金の対象となる事業（以下、「補助事業」という）は、以下の（1）～（2）の要件をすべて満たす事業であることが必要です。

- (1) 円滑な事業承継の実施のため、経営課題や後継者問題を解決する取組。
- (2) 砂川商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であり、砂川商工会議所による事業計画の策定から実行までの支援を受けること。

## **4. 補助対象期間**

本補助事業期間は、交付決定日から最長でその交付決定に属する当該年度3月末日までとします。

## 5. 事業のスキーム



## 6. 補助対象経費

金融機関や税理士などの専門事業者に依頼する初期診断料、課題分析料、コンサルティング料、税制申請委託料、企業価値の算定料、事業承継計画の作成料、仲介又はマッチングの登録料、仲介の委託契約料

※対象とならない経費は、次の通りです。

振込手数料、専門業者への顧問料、成功報酬、役員報酬、訴訟・トラブル対応にかかる経費

## 7. 補助率等

本補助金に係る補助率等は以下のとおりです。

また、補助金の交付は事業完了後となりますので、補助事業期間中は必要な資金を自己調達する必要があります。

補助率等	補助対象経費の 100 分の 50
補助上限	50 万円

## 8. 応募手続きの概要

### (1) 募集期間

事業実施の 1 ヶ月前までの申請が必要です。

### (2) 提出先（問合せ先）等

〒073-0195  
砂川市西 7 条北 2 丁目 1 番 1 号  
砂川市 経済部 商工労働観光課 商工振興係  
TEL.0125-74-8382

### (3) 提出書類

- ①交付申請書
- ②事業計画書（別紙）
- ③経費明細（別紙）
- ④見積明細書の写し
- ⑤納税確認書
- ⑥直近 2 期分の決算書

## 9. 選考

選考は、資格要件等及び事業内容等の審査により行います。

審査の手順は以下のとおりです。

### ①資格審査（すべての方）

主に、「2. 補助対象者」に適合しているか審査します。

### ②書面審査（資格審査を通過した方）及びヒアリング審査

原則、事業計画書等の提出された書類により審査を行いますが、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

上記①②の後に採択者の決定を行います。審査結果については、採択の可否を書面で通知します。

## **10. 採択**

審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので、予めご承知おきください。

## **11. 交付決定**

採択の通知後、採択された方から補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

## **12. 補助金の交付**

補助金の交付については、補助事業の完了後、3 ヶ月以内に完了届を提出いただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を当課にて確定した後、精算払いとなります。

※補助金は、経理上交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税又は所得税の課税対象となります。

## **13. 交付決定後の注意事項**

### （1）補助事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を廃止しようとする場合等には、事前に市の承認を受けなければなりません。

### （2）アンケート

補助事業完了後、当該事業についてのアンケートを当課にて報告していただく場合があります。

### （3）補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の5年間、管理・保存しなければなりません。

## **14. 反社会的勢力との関係が判明した場合**

提出いただく事業計画書中に反社会的勢力との関係が無いことを誓約いただきます。

(1) 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等
6. 社会運動等標ぼうゴロ
7. 特殊知能暴力集団等

8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

(イ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。

(ロ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。

(ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

(ニ) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

(ホ) その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 応募者（中小企業者の場合は、代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後、交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。

(3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合には、(2)と同様の取扱いとします。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて砂川市の信用を毀損し、または砂川市の業務を妨害する行為

⑤ その他の前各号に準ずる行為